

保護者の皆様

感染症の出席停止期間の基準・登園のめやす

豊岡市教育委員会 幼児育成課

園は、多くの乳幼児が集団で、長時間にわたって生活を共にする場です。集団発症や流行を防ぐため、学校伝染病に定められた感染症は、以下の期間中たとえ症状が軽くても登園することができません。（または出席停止期間が定められています。）

各感染症については、医師の診断に従い、適切に療養したうえで、園生活が可能な状態になってから登園していただくようご理解とご協力をお願いします。

詳細については、下表の『出席停止期間の基準・登園のめやす』をご確認ください。

種別	感染症	出席停止期間の基準・登園のめやす
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快(※1)した後1日を経過するまで。(※2)
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱(※3)した後3日を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱(※3)した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染の恐れがないと認められるまで。
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師において感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、5歳未満の子どもは2回以上連続で便培養が陰性になるまで。）
	流行性角結膜炎（はやりめ）	目の症状が消失し、医師において感染の恐れがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	
第3種 その他の感染症	溶連菌感染症	適切な抗菌薬による内服後24時間以上経過していること。
	突発性発疹	解熱(※3)し、機嫌がよく、全身状態が良いこと。
	伝染性膿痂疹（とびひ）	病変部を適切に処置し、浸出液が染み出ないようガーゼで覆えていること。
	手足口病	発熱、のどの痛みがないこと。口内炎等の影響なく普段の食事が取れること(※4)。
	ヘルパンギーナ	
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと。
	感染症胃腸炎（ロタウイルス感染症、ノロウイルス感染症）	下痢、嘔吐などの症状が消失し、普段の食事が取れること(※4)。
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まり、全身状態が良いこと。
	RSウイルス感染症	
	ヒトメタニューモウイルス感染症	咳などの症状が消失した後、全身状態が良いこと。
	帯状疱疹	すべての発疹が、かさぶたになるまで。

※1 症状が軽快：解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（せきや息苦しさ等）が改善傾向にある状態。

※2 発症から10日を経過するまでは、該当園児に対して可能な範囲でマスクの着用を推奨します。

（ただし、0～2歳児は除く）

※3 解熱：解熱剤を使用せずに熱が下がり、体温が丸1日（24時間）平熱になった状態。

※4 普段の食事がとれること：給食等が食べられる状態。（園では、おかゆ・うどん等、症状に合わせた対応ができません。）